

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年12月12日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第92号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第61号）附則第1条第7号に規定する改正規定の施行期日は、平成26年12月24日とする。